

埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則

(平成14年3月29日公布)

(条例第十五条第二項の規則で定める者)

第一条 埼玉県震災予防のまちづくり条例(平成十四年埼玉県条例第二十二号。以下「条例」という。)

第十五条第二項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一 高圧ガス保安法(昭和三十六年法律第二百四号。以下「法」という。)第五条第一項の許可を受け、又は受けようとする者

二 法第五条第二項の規定による届出をし、又はしようとする者

三 法第十六条第一項に規定する第一種貯蔵所を設置し、所有し、又は占有する者

四 法第十七条の二に規定する第二種貯蔵所を設置し、所有し、又は占有する者

五 法第二十四条の二第一項の規定による届出をし、又はしようとする者

六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)

第三十六条第一項の許可(同項第二号に係るものに限る。)を受け、又は受けようとする者

(条例第十七条第一項第一号の規則で定める建築物)

第二条 条例第十七条第一項第一号の規則で定める建築物は、高さが三十一メートルを超える部分に居室を有せず、かつ、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の十三の二各号のいずれかに該当する建築物とする。

(防災計画の届出)

第三条 条例第十七条第二項の規定による防災計画の届出は、様式第一号の届出書に添付してしなければならない。

2 前項の届出書には、各階平面図、二面以上の立面図及び断面図並びに別表に掲げる図書を添付しなければならない。

3 知事は、前項に定める図書のほか、第一項の届出に関し必要な資料の提出を求めることができる。

(自動販売機の設置方法)

第四条 条例第十九条第三項の自動販売機の設置は、日本工業規格B八五六二に定める自動販売機の据付基準により行うものとする。ただし、当該据付基準により難しい場合において、当該据付基準により設置する方法と同等以上の地震に対する安全性が確保できる方法があるときは、当該方法により行うことができる。

(身分証明書)

第五条 条例第二十六条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第二号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則(平成二十年八月二十九日規則第七十八号)

この規則は、公布の日から施行する。(後略)

附 則(平成三十年三月三十日規則第十八号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県震災予防のまちづくり条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第三条関係）

図書の種類	明示すべき事項
付近案内図	方位、敷地境界線、道路、目標となる地物並びに最寄りの消防署の位置及び当該消防署までの距離
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、土地の高低、敷地の接する道路の位置及び幅員、敷地の接する公園、広場等の空地の位置、敷地内の避難経路並びに消防隊の進入経路
各階区画図	縮尺、方位、間取、各室の用途、連結送水管の送水口その他の消火設備の位置、非常用エレベーターの位置、防火区画及び防煙区画の位置、排煙方式の種別、排煙口の位置、排煙ダクト及びダンパーの位置、非常用の進入口の位置、開口部及び防火設備の種別及び位置、延焼のおそれのある部分の外壁の構造並びにヘリコプターの屋上緊急離着陸場の種別及び位置
基準階平面図	安全区画の位置、避難施設の位置、避難動線並びに自動火災報知設備の感知器、非常電話、消防機関への通報設備、非常放送設備のスピーカー、非常用の照明装置及び避難誘導灯の位置
室内仕上げ表	建築物の主要部分及び間仕切壁の仕上げの材料の種別及び厚さ

様式第1号

（第3条関係）

一部改正〔平成20年規則78号・30年18号〕

様式第2号

（第5条関係）